ASBJ

第 588 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(6)-3

日付　2026 年 11 月 17 日

プロジェクト　保険契約

項目　第 586 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 586 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 20 日開催）において、保険契約全般に関する会計基準に関連する状況をご説明し、保険契約全般に関する会計基準のあり方の検討を開始することについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な事項）

2. 事務局の説明に異論はない。

3. 金融商品の分類及び測定に関する議論との関係性や中期運営方針との関係を踏まえると、保険契約全般に関する会計基準の検討を進める時期が来ていると考えられるため、本プロジェクトを進めることに賛成する。

（保険契約全般に関する会計基準の適用範囲）

4. ASBJ が策定する会計基準は基本的には上場企業向けの基準であるものの、我が国の保険マーケット、とりわけ生命保険分野においては非上場の相互会社が一定のマーケットシェアを占めていることから、保険契約全般に関する会計基準の検討にあたっては、相互会社において適用した場合についても踏まえた上で検討を行うことが望ましいと考える。

5. 保険契約全般に関する会計基準の検討にあたっては、保険会社向けの開発ではなく、IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）と同様に、一般事業会社を含め保険契約を有する企業を対象とする会計基準として検討を進めることによって、財務報告の質を向上させることに資すると考える。

6. 相互会社において適用した場合を想定して検討することには賛成するものの、ASBJ の会計基準は上場企業向けの基準であることを踏まえると、相互会社固有の事情については範囲を限定した個別の定めや監督上の手当てで対応し、上場企業に適用される会計基準全体の質を下げない形で検討を進めることが望ましいと考える。

（ロードマップの策定）

7. IFRS 第 17 号を出発点として分析を行い、その後ロードマップの策定を進める事務局提案に賛同する。

8. 着手に関する議論を踏まえた上でロードマップを策定するという方向性自体に異論はないものの、これまで関係者から寄せられたロードマップによる予見可能性への期待を踏まえると、今後の議論のプロセスについても可能な段階で明確に示すことが望ましいと考える。

（その他）

9. 我が国では保険業法等に基づく規制等の下で実務が形成されてきたという特殊な状況があるため、会計基準として何が適切かという観点に加え、こうした状況も念頭に置きながら議論していく必要があると考える。

以　上